

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見

今回の表記答申案に関しての意見募集にあたり、当社といたしましては、以下の2点につき、意見を表明させていただきます。

4. コンテンツ規律

(3) 具体的規律

②業務開始の手續等

- ・ 現行の法制下においては、特別衛星放送であるBSデジタル放送については、「認定の更新制」がとられており、再認定に関しては表現の自由享有基準への適合だけが審査されている。

今回の答申（案）では、再認定については触れられていないが、＜8. その他の論点（2）既存事業者の位置づけ＞において「既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないように、新たな法体系への移行に際して、承継規定を整備することが適当である」とあるとおり、既存事業者の再認定については、現行どおり「更新」とすることを明記していただくよう、要望したい。

③番組規律

- ・ 答申（案）では、「番組種別の放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を導入する」とあるが、ある番組が教養なのか娯楽なのか、捉え方は様々であろうし、時を経ることで見方が変化していくものでもあると考える。また、番組種別の分類が適正かどうかについても議論の必要があるだろう。

したがって、制度整備により公表内容や公表方法などを一律に決めることは、放送局の編成権に踏み込むことにもなりかねず、これらの公表については、その要不要を含めて放送局サイドの自主規律に任せるべきであると考えている。

ショッピング番組についても、同様である。

以上